

## 第5回 地方議会議員年金制度検討会

平成21年12月4日

**【大平幹事】** それでは、ちょっと時間は早いのですが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから第5回地方議会議員年金制度検討会を開催させていただきます。本日はご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。私は福利課の大平でございます。本日の進行を務めます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、配付されております資料の確認をお願いいたします。まず資料1は報告書の骨子でございます。それと、同じく資料2はその参考資料ということになっております。本日は補足資料として3点ほどございますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、以後の議事進行は大橋座長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**【大橋座長】** 本日の議題は、次第にございますように、報告書の骨子というものを中心にして議論をしたいと考えております。前回の第4回検討会では、事務局から存続の案2つと、廃止案を提示していただきまして、それを議論したわけですが、その案につきまして、その後、都道府県、市、町村の各共済会でご意見を集約されていると聞いております。本日はせっかくの機会でございますので、もしよろしければ現在の状況につきまして、各共済会の方からその報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【藤田委員】** 市議会共済会の代表として出ております藤田でございます。この間の11月2日に開催されました総務省の第4回の地方議会議員年金制度検討会において、今お話しのように給付と負担の見直し案のA案及びB案、並びに廃止する場合の考え方が示されたところであります。

そこで私ども、全国市議会議長会では、このA案、B案、あるいは廃止する場合の考え方について、全国の806市の全市でご討議をいただきました。我々の組織は9ブロックに分かれておりますが、その9ブロック全体でそれぞれの市でご討議をいただいて、各ブロックでとりまとめをいただいたわけでありまして、その結果、見直し案のA案及びB案のいずれも受け入れることができない。そして、今回手元に私どもが資料をお配りしておりますが、本会の案というものを集約したところであります。

私はこれまで再三申し上げてきたところでありますが、提案に当たってまず申し上げておくのは、議員年金は議員退職後の生活にとって大変重要なものであり、基本的にはこれ

は維持されるべきものである、こういうことであります。その上で、本会案の内容を申し上げるわけではありますが、まず合併影響分について、合併特例法の規定に基づき、全額を激変緩和負担金により措置をすること。これも再三申し上げているところであります。その上で、議員年金財政の構造を基本的に見直しをし、他の公的年金制度と同様に、議員の個人負担と公費負担の割合を5対5とすること。

具体的には、参考資料の2ページに書いてあるとおりであります。給付水準の引下げは行わない。掛金、特別掛金の引上げは行わない。公費負担率を12%から16%に引き上げる。そして、新たに特別掛金に対する公費負担金を創設し、我々が現在払っている7.5%とする。そして、激変緩和負担金については、B案と同じく14%とすること。以上のおとりであります。これにより収支はお手元の参考資料の3ページのおとり、それ相応につり合うということになると考えられるわけであります。

なお、廃止する場合の考え方については、これも参考資料1ページのおとりですが、地方議会議員年金制度を今後も維持していくことが望ましいが、仮に議員年金制度の廃止を行う場合は、これもこの間のときに申し上げたおとりですが、63%ではなく、国会議員が平成18年に廃止をされておりますが、その例に倣うものとして受給資格のある現職議員が年金ではなく一時金を選択した場合の給付額については、掛金総額の80%とすべきである。こういうことで意見を集約したところであります。

かいつまんで申し上げましたが、今A案、B案、そして廃止する場合の考え方、それぞれについて簡潔に申し上げたところであります。以上であります。

**【大橋座長】** ありがとうございます。他の共済会からいかがでしょうか。野村委員、金子委員。では、お願いいたします。

**【野村委員】** それでは、全国町村議会議長会の方針について、報告いたします。この検討会において、制度改正及び制度廃止の具体案の提示を受け、全国の町村議会議長会において意向調査を実施いたしました。内容としては、お手元にお配りしておりますように、給付と負担の見直し案のうちB案を基本として、これまでの本会の主張を加えたものを全国町村議会議長会の方針として調査した結果、8割を超える議長さんから賛同を得ました。

また、不賛同の中にも、現行制度を維持すべきという強い要望があり、その意見を加えますと相当高率に上がっております。私どもといたしましては、意向調査の結果を踏まえ、議員年金制度の維持存続を強く希望するものであります。詳細な数字につきましては、事務総長から説明をさせていただきたいと存じます。

【高田幹事】 私からお手元の意向調査結果についてご説明をさせていただきたいと存じます。この調査については、対象を全国の町村議会議長としてございます。その理由は、日頃より町村議会議長については、県の中で共済の関係に多少なり携わっておられるということもあり、実態も把握されているということ踏まえまして、議長さんにお尋ねをするとしたものでございます。

調査期間は11月16日以降で、約10日前後の短期間で全国調査をしております。現在989人の議長さんがおられるということで、その方々の意見を集約した結果ですが、賛成であるという方が821人、有効回答数が952人で、37の方が未回答でございました。その方を除き、有効回答数の中で86.2%が賛成という結果になっております。

私どもは事前に方針(案)をまとめまして、その賛否を問うたということでございます。その内容は、改正A案について、それから制度廃止案については受け入れられないということでございます。そして、改正B案については、基本的には受け入れ可能ということでございますが、条件は幾つかつけさせていただいております。

1番目が、現職議員の給付負担を考えてほしいということで、ここでは据え置くことを検討すること、2番目は、公費負担の問題ですが、公費負担を議員負担と同じような条件にしてほしいということ、3番目が遺族年金のあり方を考えてほしいということでございます。いずれも検討してほしいということで、今後の検討の結果でできるだけ現職議員に対する負担を軽減してほしいという意味で条件をつけさせていただいているものでございます。

内容によっては、本日の骨子案において反映され、また説明がされているものもありますので、そういうものを受け入れながら、このB案を基調としていきたいという案でございます。

この調査に当たり、いろいろ意見もありまして、町村議員の方々には少ない報酬でぎりぎり生活を営んでいる、また議会活動も行っているという実態の中で、どうしてもこういった制度があってほしいというのが多数意見として出ております。また、もう既にかんりの負担を強いられているということで、これ以上の負担は厳しいとのことですが、中には制度存続であればやむを得ないというような意見も出ております。

反対についても、今の時代、こういった公費負担がこれ以上あるのはどうかといったようなことで制度の廃止に賛成された方もいらっしゃいます。また、遺族年金についても存続を望む方も、廃止でいいという方もおられました。

そういうことでいろいろなご意見が寄せられておりますが、結果としては8割以上の方がこのB案を基調とした案に賛成であるという結果となっているところでございます。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。それでは、金子委員。

【金子委員】 都道府県議長会でございます。今意見集約中の段階にありまして、15日に正式には意見集約をしたいと思っております。その場合には、書面をもって事務局にお渡ししたいと思っております。

今の状況の中で皆さんの意見というのは、A案、B案で、ぜひ残すべきだと。制度見直しを、A案、B案、どちらかで制度設計をすべきだと。圧倒的に多いのは、やはりB案で制度設計をすべきだという意見でございます。

廃止の場合の63%の一時金というのは到底飲めないというか、考えられないと。この理由につきましては、平成14年と18年に見直しをして90%が72に、それから72%を63にした。これはあくまでも制度を存続する中で決められたことであって、廃止となった場合には、これは全く別問題だという意見でございます。

それと、もう一つ、議員の皆さんのイメージの中にありますのは、国会議員が廃止したときに80%だったのではないかと。その違いをどう説明しますかと、これは納得できないという意見が多くて、同時に、その場合には被用者年金の方に新たな制度設計をして、2階部分に報酬比例部分を積み上げて、制度を新たに作るべきではないかというような意見があります。廃止の場合には、その2点が主な意見でございます。

もう一つ意見が強く出ておりますのは、世代間格差が非常に大きいと。例えば、議員歴20年で受給可能年齢を75歳までと想定した場合に、平成15年4月以前に退職した議員の場合には――55歳以前に退職の前提ですが、掛金等負担額が1,400万円、年金受給概算額が55歳から75歳までで5,300万円。現役の今の議員の場合には、平成7年4月以降の議員でありますと、掛金等負担額が2,120万円、年金受給概算額が2,070万円と、ほぼ負担額と受給額が一緒になる。その前に、平成15年までに退職した議員さんは1,400万円で、75歳までお元気でおられたら5,300万円受給できる、こういうものに対する意見があります。

このことについては、財産権の憲法上の保障もあるようでございますが、現役世代もその権利は当然あるのではないかと。既裁定者だけが憲法上の保障を受けるのではなく、当然のことながら、現役世代もその権利は有しているのではないかという意見がございまし

た。このことについては、事務局の方のご意見もお伺いさせていただきたいと思います。15日には私の方で報告もしなければなりませんので、見解をお聞かせいただきたいと思います。っております。

また、大部分の意見であります、議員は他の年金に、被雇用者年金に入っていない率が60%ぐらいなんです、県議会議員の場合には。そうしますと、基礎年金だけということになりますので、やはり地方議会にこれから参加しようという方々が本当に出てこないと思います。例えば公務員さんで退職をされた方であるとか、あるいは将来不安のない資産があり、財源がある方々しか手を挙げてこれないと考えます。

若いサラリーマンの方々が途中で政治に、地方議会に転身をしていくという道を非常に狭めてしまう、そういう意欲をなくしてしまうということを、現役の議員の方々が将来の地方議会というのがそういうことで成り立っていくのかと考える必要があります。地方主権、地方分権が進んでいく中で、地方議会の果たす役割というのはこれまでとは全く違った意味合いを持たなければならないのですが、そういう時代に有能な若い方々が参加できるような、将来不安を幾分か解消できるような形での制度設計がなければ、地方議会そのものが持たないという意見等が大変強く、多く出されておりますので、よろしく願い申し上げます。

**【大橋座長】** ただいま3共済会の現状について説明いただきました。これをご議論いただく前に、県の金子委員のほうから質問が1点出ております。現役会員についての権利保障をどう考えるかということが出ておりますので、事務局からこの点だけ先にお願ひします。

**【高原幹事】** 金子委員から、現役会員の権利についてどう考えるかというご質問がございましたが、これは非常に難しいところではあるのですけれども、公的年金、厚生年金や共済年金も同じですが、共済会が決定なり裁定することで地方議会議員年金の受給権は具体的な権利として確定しまして、裁定された受給権は憲法29条により保障される財産権となるという解釈でございます。一方で、現役会員が有する権利は、将来受給資格を満たして一定の給付が受けられることへの期待権にすぎないものであって、それは憲法29条により保障される財産権ではないという解釈が、これは公的年金も含めて通説になってございます。

地方議会議員年金は、現役議員がOB議員を支える賦課方式ということでございますので、どうしても世代間の給付と負担のバランスの差が生じてしまうのですが、これはまさ

に厚生年金や共済年金も同じでございまして、賦課方式でやる以上、どうしても同じような世代間の給付と負担のバランスの差が生じてしまうというのは、一定程度はやむを得ないところはあるということで、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

【大橋座長】 よろしいですか。

【金子委員】 はい、結構です。

【大橋座長】 それでは、先ほど3共済会からの意見を伺いまして、町村共済会はB案でというご意見が強いようで、市共済会は独自案か条件をつけた廃止案。独自案と言われるのは、B案にさらに公費負担を5割つけたような、条件をつけた第4のタイプの制度案だと拝見しておりますが。あと県のほうでは現在集約中ということでございまして、残す方向でB案が主流ということで、いろいろ細かい条件がついております。

大体ある意味似た方向でのご提案かなという気もいたしました。この現状につきまして、学識経験者として加わっている先生方、ご意見等がございましたら、質問でも結構ですけれども、ちょうだいしたいと思います。

【渡辺委員】 いいですか。これは事務当局に聞くのか、誰に聞くのか妥当かわかりませんが、そもそもこの検討会は何を出す検討会なのかと。つまり、当事者の方々3人が入って、我々いわば外部の者が入っていて、多分これは総務大臣に対する意見書ということになる、普通の検討会ならね。それで幾つかの案というものをある程度集約されて出すのか、あるいは1つに絞るのか。

普通の場合は大体幾つかの有力な案というものを出して、最終的判断は大臣がするなり、あるいは国会が判断するわけで。そういった意味で、この検討会というのは、今伺っていると、それは各当事者の方々はそのに沿ったご説明をなさるのは当然だと思うんだけど、その辺はどのように解釈すればいいんですか、ある意味ではこの検討会の性格というのかな。我々は何を意見書で出すべきなのか。

【高原幹事】 最終的には検討会のご判断ということに尽きると思うんですが、もちろん私どもの希望といたしましては、やはり一定の方向性というものを指し示していただければ、それが望ましいことは言うまでもないわけでありまして。ただ、もし仮になかなか合意形成が図り得ないということであれば、大臣のところを選択し得るに足りるような論点を提示していただく形もあり得るのかなと思っております。

率直なところ、我々としても最終形は全く考えていないというところがございますので、ぜひ座長のリーダーシップのもとでよろしくお願ひしたいと思います。

【大橋座長】 この会議は、本日も、あともう一回しか期日はございませんので、2回の議論を踏まえてということで、今出ているのはA案とB案というものと、廃止の案も視野に入れてということです。具体的な案としては3つ出ているような状況です。この本日のペーパーは後で説明しています。

【松本委員】 市議会議長会案を含めれば4案になるのではないかと。

【大橋座長】 それでは、市議会議長会案も含めまして、それぞれについていろいろな意見がありますので、そのいいところと、ここはマイナスではないかというところをそれぞれ出して、4つのところについての制度設計というものが今示されるような形になっています。

あと、この4つを出した中である程度合意がいただけて、本当でしたら、「これがいい」というのを1つ出してお示しできればいいのかなと思っていますけれども、そこまで意見集約ができるかどうかというのをこれからご意見を伺います。場合によっては2つの案ということになるのかもしれないですけれども。

【藤田委員】 平成18年に改正されましたね。その前が平成14年に改正しているんですが、14年に改正するときも、18年に改正するときも、我々一般の議員とか議長というのはほとんど知らなかったんです。どうのご論議があったか知りませんよ。

私が平成19年に全国市議会議長会の会長と同時に市議会議員共済会の会長になったときには、この改正を昨年したので20年間は大丈夫ですと聞いたんです。それが、もうその年に赤字になったんです。ですから、これは1つの詐欺ですよ、平たく言ったら。私らは詐欺に遭ったようなものです。それは、国が法律をつくったわけですから、国が法律をつくって、そのときにはおそらくそういう意見で蔓延していたんだと思うんです。14年のときもおそらくそういう議論ではなかったかと思うんです、議事録があるのかないのか知りませんが。

そういう、何年は大丈夫だといって計算をして、すぐ破綻するという。このたびもA案、B案、出ておりますが、これもおそらくすぐ破綻するんだと思うんです。そのようなことをずっと繰り返してはいけないと思うんです。根本から直していかなければいけないと思うんです。

我々現職の議員が責任をとらなければならないということは納得がいかないんです。我々の負担を上げるというのはおかしい話なんです。我々の責任でも何でもありません。私は好んで入ったのではないですよ、強制的に入られたんです。私が議員に当選したと同時に

に、私の意思なんか確認をしないで掛金を報酬から天引きしているんです。そういう強制的なものが、国が法律をつくってやってきたのが破綻したんですから、それは全部国の責任だというのはわかり切っていると思うんです。

そのときに表をもらっています。いくら掛金を払い、将来何年たったらいくら年金がもらえるかという表までくれているんですから。入会申込書を出したか、出さなかったか、知りませんが、おそらく出していないんだと思うんです。法律によって、議員になったらいきなり取られていたんだろうと思うんです。

そういう制度があるんですから、今さら我々の掛金が足りないから赤字になるとか、そのようなことではないと思うんですよ。我々の掛金が足りないから赤字になったのではないですよ。同じ地方議会議員でありながら、都道府県議会は同じ年金をもらいながら、掛金率は都道府県が13%、町村と我々は16%、そこで3%違うんです。同じ選挙に出ながら、首長なんかはもっと違うんです。首長は、市町村共済組合に入っているんです、職員の共済組合。そして退職金までもらっている。首長の掛金というのはおそらく8%以下だと思います。そして、残り半分は雇用者が公費で払っている。

そういう地方の政治家の中でもすごいアンバランスになっている。それがみんな、今我々現職の議員に負担が来ようとしているんです。それは根本から改めてもらわないといけないと思うんです。A案、B案だと、私はよく出たと思うんです。国がつくったんですよ、14年も、18年も。それをみずから間違えていた、予見をよくしなかったという、その反省が全くないんですよ。本来、これ、全部済まないことをした、国は我々が計算間違いをしていた、見込み間違いをしたという。反省があつて、初めてやるべきではないかと思うんです。

私はきょう総務副大臣に話をしてその辺を申し上げたんですが、我々が今責任をとらなければならないことは何もないと思うんです。どうして掛金を上げなければいけないのかと。今、市議会の中でもやめてくれという方もおられます。それは、何でやめてくれと言うかといったら、将来見通しが悪いと。だから、かけたものを100%戻してくれと。こんなことは、また何年かしたらすぐ出るのではないかと、そういうご意見がありました。全国で会議をしたんですから。

初めてだと思います、この問題で全国の市議会議員が話をしたというのは、やはり盛り上がっております。そういう意味では盛り上がっている。盛り上がっている中で、どうして我々が責任をとらなければならないのか、そういう議論が多いです。



【渡辺委員】　ちょっといいですか。後段の部分はなるほどと思うところがありますが、最初におっしゃった、14年、18年の検討会に私は両方かかわったので、あれをこそこそやったとおっしゃるなら、私は反論せざるを得ない。あのときは、今回と同じように県、市・町村、全部このように、同じように議長会の代表の方がお入りになって、皆さん了承して意見書をまとめたわけです。

ただ、おっしゃるとおり、私自身も見通しが正しかったかどうか疑問はある。あるいは合併による、まさに最初の文書にあったような、予想を上回るような、それは私は見通しの違ったことは認めますが、前段の部分の最初の14年、18年がこそこそやったという表現は撤回していただきたいですね。だって、各委員が代表でお出になって、その方々が3名、そして……。

【野村委員】　そもそもこの検討会の目的は、地方議会議員年金制度を将来にわたって長期的に安定させる対策を検討する会であると私は認識していたわけでございます。その中で、廃止については、検討はしたけれども、その必要は否定したいと思います。以前も申し上げましたが、検討会ではいかに安定した制度の継続を望んできたわけですからその方向でお願いしたいと思います。

3共済会の各委員が、廃止に賛成していないのに、報告書の中で案の1つとして挙げられたことに理解ができません。検討したことは事実ですが、両論併記では、まるでこの検討会で廃止を承認したような結果となり、今後、国会の場において議論されるときに大変誤解を招くのではないかと思います。

【松本委員】　いいですか。ちょっと質問ですけれども、市議会議長会の案について伺いますが、その案でなければ、改正案A、改正案Bは受け入れられないということで、廃止をする場合は80%、63%を80%にということをお書きになっているんですが、継続はA案もB案もだめだと。継続なら市議会議長会の案でなければだめだと。それから、廃止のときには80%だと。この2つ、というように市議会議長会はお考えだというように受け取ってよろしいのでしょうか。

【藤田委員】　議論をした中でその2つにまとまったんです。掛金が16%といえば、これまでも申し上げましたが、世界一高い年金の掛金だと思うんです。これをさらに修正するというのは、負担をするのに不可能であると。それで、この11月の末までに、それを全国で取りまとめたということでもあります。

【松本委員】　わかりました。それから、これは田村幹事でいいんですが、先ほどの会

長さんがおっしゃった、掛金総額と給付総額の比較は、掛金総額には地方公共団体の負担金部分は入っているんですか、入っていないんですか。

【田村幹事】 入っていません。

【松本委員】 全く純粹の掛金だけ？

【田村幹事】 ええ、自分の掛金です。

【松本委員】 ということは、もう既に掛金総額よりも、今の給付総額のほうが少ないということになっていると。こういうことですか、先ほどの金額は。

【田村幹事】 計算をすれば、65歳から75歳まで仮に受給するとすればということですね。75歳まで。最初の方の例も、55歳から75歳まで。以前は受給開始年齢が55歳からでしたから。今はもう65歳からですから、10年間ということですよ。

【松本委員】 75歳が80歳までではないということですね。

【田村幹事】 ええ、そうです。今のモデル計算は75歳までということですよ。

【松本委員】 65歳から75歳。

【田村幹事】 10年間ですけれども、そこをどう考えるかですけれども、一応75歳までという前提でやると、世代間でそういうことになるということですよ。

【松本委員】 そこで、要するに廃止案というのがなぜ出てきたかということですよ。おそらく当初の我々の共通認識としては廃止案は思っていなかったということも、また事実だと思うんです。ただ、なぜ出てきたかという背景は、結局やっぱり掛金を引き上げるといっても、掛金の引き上げに限度があるのではないかと、今市議会議長会の前会長さんがおっしゃいましたように。そういうことがある。

では、負担金をどんどん増やしてもいいのかということになると、これもいろいろ諸般の事情、負担金の引き上げにもやっぱり限界があると。それでも負担金というものを引き上げる理由が何かあるとするならば、それは合併による影響部分というものを負担金で見るとというのが、まあ、私の考えだと唯一の理屈だろうなと思って、そういうものを1つ出してみたらということよ、この議論が始まっているんですが。

それを出してみたところ、やっぱり通常のベースでいっても保険制度として果たしてこれは成り立つのかどうか。先ほども出ましたように、将来保険制度として維持していけるかということについてかなり不安があると思う。そこで、それでは、これは廃止してみたらどうなるものだろうか、どういう負担が生じてくるか。負担というのは、特に公的な負担ですけれども、生じてくるものかということを出してみて、そして比較しようというこ

とからこの話が出てきているのだと思うんです。

だから、廃止なんていうのは全然考えてみるべきではないとおっしゃる気持ちはわからないではないんですけども、ただ、廃止しないで、保険制度でほんとうにこれからやっていけるのかどうか。今から数年前まで予想していたような状況から比べても、はるかに厳しい環境になっているわけです。だから、それでやっていけるのかどうか。

そうすると、先ほど会長さんからもおっしゃられましたように、おそらく議員の中には、これは今回継続する案がまた出ても、将来ほんとうにそれですとやっていけるか、維持可能性があるのかということに非常に不安な方がいらっしゃるんだと思うんです。それもまた当然で、世の中どう変わるかわかりませんし、どちらかという、厳しいほうに物事が動いていくような感じもしますので、それなら今のこの段階で廃止をするというのも1案ではなかろうかということではないかと、私は思うんです。

ですから、その辺のことは、この検討会としても、一応認識は共有しておいていただいたほうがいいのではないかと思いますので、申し上げたいと思います。

【金子委員】 ちょっとよろしいですか。

【大橋座長】 どうぞ。

【金子委員】 現役世代は、自分自身を考えると、掛金が80%ぐらい戻ってくれば、自分のことに関して言えばそれでもいいやという結論にもなるし、B案程度であれば、それはそれでよしと。しかし、私はこの制度には地方議会の将来像というのを見据えていかなければならないのではないかと思います。

二代表制で知事さんや首長さんは退職金と職員共済に入っているのですが、どうしてああいうふうな制度なのでしょう。私は首長さんが共済に入っているとは全く知らなかったんです、この会に出る前まで。知事さんが辞めてから年金があるなんて。退職金のごとは知っていましたよ。全く知らないぐらいの認識だったんですが、その首長さんたちの立場、地方議会議員の立場を考えますと、将来の地方議会というもののあり方までしっかり見据えた制度を考えなければいけないのではないかと思います。現役時代の決断はそれなりの考え方があるだろうと思うんですが、地方議会というものをしっかりとイメージをして、この制度設計を考えていただきたいなと思います。

ですから、先ほども申し上げましたように、若い方々がサラリーマンを辞めて、よし、議会に出て頑張ろうという意欲が出てくるような制度が欲しいなというのが、実際私の思いです。

【大橋座長】 ありがとうございます。どうぞ。

【横道委員】 私も渡辺委員と同じように平成14年、18年とかかわった者ですから、その当時のことを申し上げますと、平成14年のときには合併がどうなるかというのは、西暦でいうと2002年ですから、まだよく見えていなかった。平成18年の場合は、検討したのはその前の2004年、5年ぐらいですが、相当大きな影響は出るなということには分かっています、その時点でも、その影響は合併特例法という法律に基づいて措置すべきだということでした。

ただ、2つ要因があると思います。予想以上に合併のほうも進んで、その影響が大きかった、そこは、今回きちっとできるだけ措置をしなければいけないだろう。しかし、合併以外のところにおいても、当時の予測よりも議会をめぐる状況の変化が非常に大きかったということでもあります。

それで、前回も申し上げましたけれども、A案のほうは合併の影響措置分が7割、これでいいのかという問題がありますし、また、B案のほうは国民負担率が6割近くなる。

だから、個人的にはA案とB案の間ぐらいで何とかという思いは持っていました。

ですから、そういう観点からすると、合併の影響分をどういう形で見るか、これはこれでできるだけ私も国民の理解の得られる形で見たと、ただ、それ以外の分については、これは保険でありますから、やはり負担と給付のこのバランスの中で考えていく必要があると思いますので、今回両方やらなければいけない。

両方やった上で負担と給付のバランスが現役世代の方にも、それから現在年金を受け取っておられる方にも耐えられるか、将来もサステナブルというか、持続可能性があるかどうかという、そういうところで話がつくかという問題だと思うのです。

ですから、市議会議長会の案の、合併影響分は全額見てほしい、そこは検討の余地がないわけではないと思いますけれども、それ以外についても全部公費で負担するというこの案は、ちょっと無理ではないかという感じがいたします。

【大橋座長】 きょうはA案、B案、廃止案と、市議会議長会の案を検討する形になって、これは制度設計のところを見てきて、論点というか、かなり分かれるところがはっきりしてきたような気がするんです。前回のA案というのは、とにかく公費負担5割というのを大事に考えて、そこだけを押さえたら、シーリングしたらどうなるかという案で、B案は、そのところよりは合併の激変緩和をきちんと実施したらどこまでの形になるかというので、57%という数字が出てきたというものです。

きょうの市議会議長会から出てきた案というのは、このB案をベースに、さらに公費負担5割という問題をそこに加えると、これは結局64%ぐらいの公費負担というのが発生するような案という形で出てくることなものですから、結局激変緩和のところを全部入れるかということと、公費負担5割というのを今回ここで実現するかということが加わっている案です。

廃止案は、先ほどからお聞きしていると、80%と63%、そのところの差に議論の山があるようなものですから、そこは後でそれぞれの案をまたもう一度議論いたしたいと思いますので、そこで議論させていただければと思います。

【渡辺委員】 ちょっといいですか、途中で済みません。今座長もおっしゃいましたように、ただ、藤田委員がお示しになった市議会議長会の案を、冷たいようで恐縮ですが、仮にこれを1つの案として認めたら、県も町村も話がまた別だとなりませんか。A案か、B案か、廃止かの中で議論なさってきたわけでしょう、これまでは。しかし、この選択肢が新たに加わったら、今おっしゃったようにB案の延長かもしれないけれども、また話は別だということになりませんか。

つまり、A案、B案、廃止案を仮に入れるかどうかは別としても、A案、B案、市議会議長会案という仮に3つの選択とかはあり得るんですか、現実問題として。

【大橋座長】 今までこの検討会で考えてきたのはA案とB案と廃止案ということで、きょう初めて市議会議長会の案というのを聞かせていただきましたので、この扱いについてはまだ私も決めておりませんので、お聞きしようと思ったんです。検討の状況を聞く中で出てきた案ですので、B案の改革案のような形で提案されたということで、最終的な報告書の中で4案という形で並べてやるのか、それともこういう案は聞いたという参考で扱うのか、そのところはまだきょうご意見を伺ってとっていたんです。

【藤田委員】 いいですか。総務省がA案、B案、廃止した場合の考え方というのをお出しになったのを我々は検討させてもらったんです。それは間違いなく検討した。その結果、A案も、B案も、廃止した場合の考え方も、このとおりでは飲むこと、みんな賛成することはできない、承服することはできないから、いろいろ議論を長いことして、それではこういう案をつくらうと。反対だけはいけませんから、1つの意見にまとめて案をつくったと。

今までは、おそらく前の18年も、14年の改正も、そういう総務省ベースで改正しておいになったんだと思うんです。新しい案というのは出てこなかったのだろうと思うん

のですが。

したがって、このたびみんなで議論しようということで、全806市に声をかけて、結果、そういう案をつくり上げてきたわけです。ですから、これも我々は提案する権限がないとおっしゃるなら別ですが、総務省がおやりになるなら、我々も提案してもいいのではないかと思うんです。今まで総務省のペースだったから、14年も、18年も、予測が大きく間違ってきたと思うんです。予測が間違ってきた。

ですから、我々は真剣にこの総務省案で、A案なら何年も、生涯大丈夫なのか、B案なら将来とも大丈夫なのかと、そういう議論をしても、なかなか計算が専門的なものですから、我々ではすぐ、即座に出てこないわけです。そういうことで、我々が今出した案なら、将来にわたって大丈夫だろうと、そういう案をつくって持ってきたわけです。

ですから、今総務省から出された案を、A案なら大丈夫だとおっしゃるのか、B案でも大丈夫なのかということは質問する余地があるんですが、そのことを何もおっしゃいませんからあれですが。こちらのほうでおっしゃったんですが、廃止案もあっていいのではないかと思うんです。今松本委員さんが前回のときに廃止案についてもどうなるのかぐらいはひとつ調べてみてくれとおっしゃったんですから、やっぱり検討の材料としてあった。それぞれで、それを採用するとか、しないとかいうのは別の話で、検討する材料としていろいろな案があってもいいのではないかと思っているんです。

ですから、A案、B案以外は出してはいけないのだとおっしゃれば別ですが、そうでないなら、検討した結果の案というのをひとつご審議をいただきたいと思っているんです。

【松本委員】 議長さんがおっしゃっていましたが、議長さんもよくわかりだと思うんですが、この市議会議長会から出た案というのは何だといったら、給付のほうは現行のままいきますよ、掛金は全然上げませんよ、現在のままですよ。それに要する費用はすべて公が持ちますよと、こういう案なんです、これは結局。ですけれども、それはやっぱり通じますかね。給付も全然下げませんよ、掛金も上げませんよ、しかし給付は増えますし、不足分もありますから、それは全部ともかく公費で持ってくださいと。

やっぱりそれを出したときに、どういう反応が出てくるだろうかと思ったら、それはちょっとこの検討会として心配ですね、そのときの世論の反応が。そこら辺は少し我々も考えざるを得ないのではないかなと、私は思うんですけれども、どんなものですか。

【大橋座長】 どうぞ。

【渡辺委員】 私も今松本委員がおっしゃったように、確かに地方議会議員は国会議員

年金と性格も違うし、私も過去2回加わった体験も含めて言えば、できればきちんとした格好で存続させたいと、これは当然14年、18年、考えてきて、私も意見を言ったつもりであります。今回、合併の予想を上回る云々で、あるいは議員数の削減等々で、いわばある意味で被害というか、それが大きいこともよくわかっています。

そうやってきたときに、それは何とかしたいなという思いは私も強いのでありますけれども、今お話があったように、給付は下げない、掛金も上げない、しかし負担金は上げるというのは、いかにもどうか。本当はできるならばそうしたいです。ほかの年金もそうだった。農業者年金基金もそうだったし、国鉄共済もそうだった。やっぱりそういった中で財政状況が極めて逼迫したときに、国の負担だけでそれを救うということは、ある意味では理想かもしれないけれども、現実問題としてできないと、過去の公的年金、あるいは準公的年金を含めて。これもそういった意味で準公的年金だと思うんですが。

そういった意味で世間の理解というのをある程度考えないと、私たちとしては報告書を責任持ったものとして出せない。となりますと、今市議会議長会のお出しになった、今ご説明いただいた案は、これははっきり言っていくら何でも理解が得られないのではないかと私も思いますので。これが通れば、ある意味では一番理想だけでも、先ほど言った、そうなったら、町村も、県も、じゃ、これでいくということに、私の想像でいえばなりかねないし。

そうになってしまうと、話は最初からそれだけの話になってしまいますので、やっぱりある程度世間に受け入れられるものといったもので、私たちは案を出すべきではないかと思っています。

**【藤田委員】** 同じことを再々申し上げますが、我々現職の議員が合併で生じた不足をどうして補わなければならないかということなんです。それをどうして我々が負担しなければならないのかと。今おられる人たちが、何で合併によって生じた資金ショートを。今年金を受けている人たちが、何の罪もないのに減額されないといけないのかと。そういう基本的なこともお考えいただきたいと思うんです。

我々が何か不始末をして、あるいは計算違いをして破綻するのではないんです。国が示されたとおりにやって、平成18年に国が示されたとおりの負担をして、それがわずか3年か4年かで破綻するということは、国のほうも大きな計算違いをされたかもわかりませんが、最大の原因は急速に合併した、そこに要因があると思うんです。合併した責任をどうして我々現職の議員がとらなければならないのか。

私は何遍も申し上げますが、年間161万円の掛金を払っております。今払い続けているんです。それをさらに今度、A案でしたら190万円ぐらい払わなければならないんです。B案でしたら172万円か3万円かです、掛金をです。そして、私自身は一銭も見返りがないんです。それは個人のことで、掛金が増えて、今度もらう人が増えているならまだいいですよ。掛金は増えるが、もらう人はまた逆に減るといって、どう考えても不合理だと思うんです。何が原因でそんなことになるか、それが合併ではないんですか。

**【渡辺委員】** だから、お気持ちは別に口だけではなく、よくわかるんです。わかるから、合併の分は全然見ないというわけではなくてという発想が当然あるわけです。もう一点、冷たいようで、私の例えが合っているかどうかわかりませんが、例えば国鉄共済年金という、ちょっと性格が違うことをあえて言うんですが、同じ年金制度としていけば、国鉄共済だって削って、削って、既裁定も初めて削ったと。憲法違反と言われながらも削ったわけです。

そのときに簡単に言えば、議論としては国鉄が相当いいかげんなことをやってきている。労働組合がどうのこうのという議論もあったけれども、一方、国鉄のまじめな多くのOBや現職の人たちはそうではないんだと。結局高速道路が整備されて、国鉄を利用する旅客や人が随分減ったから国鉄は急速に赤字になったんだと。我々は何ら責任はないんだという意見も当然相当あったわけです。しかし、現実問題として国鉄が30兆の赤字を背負って、年金も——今度のJALもある意味ではそうだけれども、というのもありました。

長々と言うつもりはありませんが、農業者年金基金だって経営移譲年金で、それが日本の農業改革によって農業の跡継ぎがいなくなって、結局破綻したと。農家の人には何の責任もなかったですよ、そういった意味ではね。おっしゃるとおり、広い意味で行政の責任でもあったわけです。

そういった事情はわかりますけれども、現実問題として諸般の事情によって、年金制度は社会、あるいは産業構造の変革によってどうしてもこうなってくる。もちろん、それをすべて勝手に無視してばさばさやると言っているのではなくて、今回は市町村合併という異常に進んだ、また予想を上回る定員削減によってこうなった。だから、藤田委員のおっしゃることはよくわかりますが、とって全く議員側に責任はないから、それをすべて公費で見ろという理屈は世間には通用しないというのは、今申し上げた例が当たっているかどうかは別として、そういう感じがいたします。

**【横道委員】** 1つは、今渡辺委員がおっしゃられたとおり合併を進めた。私もこのと



きに合併を進めたほうでありましたが、合併を進めた分については、それはどこまでできるかは別として、できるだけきちんと措置すべきだと思います。ただ、問題は、それ以外の年金数理の関係で、それは合併以外の事情もあってだんだん掛金の率も上がってこざるを得ない。長期的にバランスをとろうと思ったら、給付水準の引き下げも考えなければいけない。

そういう中でこの試算、このA案とか、B案とかが出てきて、これを見ても、例えばA案だったら、掛金は上がるし、給付の水準ももう一段下げなければいけない。今藤田委員が言われたように、もうこんなことはいい加減にしてくれと、合併については措置したけれども、それを措置した上でもなお年金としてもたないのであれば、この際、それは廃止というのも検討すべきではないかということが多分今大きくなってきている。そういう状況にあるのではないかと思います。

**【大橋座長】** では、先にどうぞ。

**【野村委員】** これまでも国において地方議会議員年金制度の改正がたびたび行われてきましたが、その都度我々町村議会議員は本当に信頼して受けとめてきた経過がございます。このたび、収入の見通しが大きく下振れしたことにより、23年度には積立金の枯渇という危機的状況を生み出したわけですが、直接の原因は、紛れもなく国策による平成の大合併によるものです。加えて、合併をしなかった町村においても、報酬額のカットや議員数の削減という選択をとらざるを得ず、これも大合併の影響と私どもは深く受けとめております。

そこで、市議会から出された案としましても、それは私どももほんとうに願ってもない、大賛成の案でございます。ぜひともそうあっていただければなと支援を申し上げるところでございますが、国民の理解が得られるかという問題もございまして、それでは廃止ということにもつながりかねないこともあろうかと思います。

私どもも気持ちは市議会と一緒にございまして、本会としては先ほど申し上げましたように、今回の改正では国において可能な限り財政措置を講じていただくことが大前提であり、現役議員と年金受給者への負担を課すことは最小限にとどめるべきだということで、冒頭で申し上げた調査の結果が有効となるようお願い申し上げたいと思います。

**【大橋座長】** ありがとうございます。大体議論は出尽くしたようでございますので、きょうは市議会議長会の検討案を中心にして議論を聞かせていただきまして、おかげさまでいろいろ議論、論点、意見の分かれるところもはっきりしてきたように思います。

先ほどからお聞きしていますと、やはり市議会議長会の提案というのはすごくよくわかって、ご事情も理解できるんですけども、他方、学識の先生方は、なかなか公費負担率64%というところの国民の理解というところについての抵抗感があって、これを第4案として入れて同列で検討するということについては抵抗というか、消極的なご意見もございました。とりあえずこれはB案の中で出ている案、批判論の中でも同様のものがございますので、後でその中でまたご議論いただくという形で進めさせていただきたいと思えます。

それでは、また同じことをもう一回繰り返す形になりますが、これから報告書の骨子について事務局から説明をいただきまして、この中でまたA案、B案、廃止案が出てきますので、第2ラウンドということになると思えます。よろしくお願ひします。

【高原幹事】 それでは、報告書の骨子につきましてご説明を申し上げたいと存じます。左方に資料1と書いております縦長の資料をベースにいたしまして、参考資料は資料2に別にとじておりますので、資料1と資料2の両方の資料を用いて順次ご説明をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたしたいと思えます。

表紙をめくっていただきまして1ページ、目次でございませう。報告書の構成でございませうが、「はじめに」がありまして、項番2で「地方議会議員年金の意義・性格」ということで、基本的な考え方、被用者年金の加入状況、地方議会議員年金受給者実態調査に触れまして、特権的ではないかと指摘されている点について、反論したらどうかということで幾つかの項目を挙げております。

それから、項番3で「地方議会議員年金の財政状況」ということで、平成18年検討会の財政見通しの検証をし、基準試算、合併なし試算について記述をいたしたいと存じます。

それから、項番4で「給付と負担の見直し案」で、まずA案を書いて、A案に対する意見を書かせていただく。それからB案を説明して、B案に対する意見を書かせていただく。ここで市議会議長会案をどういうふうに扱うかというのが論点となろうかと思えます。

それから、(4)でその他見直し事項ということで、高額所得者に対する退職年金の一部支給停止の強化ですとか、給付引き下げの際の低所得者への配慮措置の充実等を書かせていただきたいと思います。

2ページに参りまして(5)で、見直しをしない事項ということで、年金受給資格の12年でありますとか、見直さない事項をここで列挙したいということでございませう。(6)で既裁定者の取り扱い、さらなるカットをせざるを得ないのではないかという議論がござい

ますので、それについての憲法上の論点をここでまとめたいということでございます。

項番5で廃止をする場合の考え方について説明をさせていただきまして、最後にそれに対する意見を書くということでございます。最後、項番6で「終わりに」ということでございますが、今回はこの「終わりに」のところはペンディングということは何も記載してございません。

それでは、3ページからでございます。こちらは「はじめに」ということで、地方議会議員年金制度創設の経緯ですとか、平成14年改正、平成18年改正を記述いたしまして、最後に現在の厳しい状況に触れるということでございます。

まためくっていただきまして4ページですが、項番2の地方議会議員年金の意義・性格ということで、(1)基本的な考え方でございます。これまで平成14年改正、18年改正のときも同じような議論をしておりますので、その整理をした上で、下から3段落目でございますが、以上を踏まえれば、地方議会議員年金は、国会議員互助年金や公的年金とは異なり、地方議会議員の職務の重要性等を勘案して政策的に設けられた公的な互助年金制度であると、これまで位置づけられてきたところであるとしております。

ただ、これに加えて、本検討会では次の(2)、(3)の調査を行いました結果、約4分の3が被用者年金に加入していないことや、議員年金が受給者の総収入の約4分の1を占めることが明らかになったことにより、5ページに参りまして、実際面から地方議会議員年金が議員退職後の老後の生活を保障する機能を有していると考えられるところであるとまとめております。

(2)が被用者年金の加入状況ということで、これは資料2のほうでは1ページにグラフをつけておりますので、そちらも見ていただきたいと思います。1段落飛ばしまして、現職議員のうち約75%は被用者年金に加入していないところであり、これらの者にとっては、地方議会議員年金が基礎年金以外の収入源として老後の生活にとって重要な役割を果たしていると考えられるということでございます。

(3)が地方議会議員年金受給者実態調査ということで、参考資料の2ページでございます。1段落飛ばしまして、地方議会議員年金の退職年金受給者の夫婦世帯については、平均総収入が418万1,000円で、老齢年金受給者の406万8,000円とほぼ変わらない。そういった中で公的年金については地方議会議員が200万4,000円、老齢年金受給者が262万5,000円と差が生じており、地方議会議員年金103万2,000円がその分を補っていることが明らかになったとしております。仮に地方議会議員年金がな

かった場合には、総収入の約24.7%が減少することとなり、地方議会議員の方は老齢年金受給者と比べて91万9,000円少ない状況となるといったことを記述いたしまして、一番下でございますが、したがって、地方議会議員年金は地方議会議員退職後の老後の生活を保障する機能も有していると考えられるというふうにまとめております。

6ページで、「ただし」ということで、これは参考資料でいうと3ページですが、個別の受給者それぞれの収入と地方議会議員年金の額の分布を見れば、退職年金と収入の多寡の間には明確な相関関係は見られないところであり、個々の受給者にとって生活保障的な意味合いは異なる点については留意が必要であるということでございます。

(4)で特権的ではないかと指摘されている点について、代表的な4項目について整理をいたしております。①が年金額の水準でございます。これも参考資料の4ページにつけておりますが、地方議会議員年金の平均年金額は約95万円でありまして、廃止された国会議員互助年金の平均年金額443万円であることと対比させて申し上げております。

それから、②で年金受給資格を得る期間ということ、確かに地方議会議員年金は12年で公的年金の25年と比較して短期間ではございますが、地方議会議員は選挙により選出されることから制度に継続して加入できるとは限らず、制度間で加入期間が通算される公的年金と同列に論じることはできないとしております。

1段落飛ばしまして、負担については、地方議会議員年金の総報酬に対する負担割合が都道府県で9.3%、市で13.6%、町村で13.9%ということになっておりまして、廃止された国会議員互助年金や老齢厚生年金と比べても負担が非常に高くなっているということも記述いたしております。

③は被用者年金との併給でございます。7ページでございますが、これも被用者年金との併給は確かに可能なんです、現職議員のうち4分の3は被用者年金に加入していないということも記述しております。

それから、被用者年金に重複して加入していた期間については、年金額の40%を控除する仕組みとなっており、必ずしも上乗せ支給と言えないのではないかと書いてございます。

④で、都道府県と市町村で、両方からもらっている人がいるのではないかとということもよく言われますが、これは参考資料で5ページにつけております。確かに制度的にはそれぞれの年金を受給することは可能でございますが、実態としては、地方議会議員共済会で重複して受給資格を満たしている者は、年金受給者全体の1%未満しか存在せず、極めて

まれなケースであるということを書いております。

次に項番3の地方議会議員年金の財政状況でございます。(1)で平成18年検討会における財政見通しの検証という項でございます。一番下の行でございますが、共済会の調査と「平成18年財政見通し」との乖離の主な原因は収入面における乖離であることが明らかになってございます。

そして、次のページでございますが、収入面における乖離の原因は、都道府県議会議員については、平成18年財政見通しにおいては平成23年度の会員数を2,853人と見込んでいたが、共済会調査では2,673人であること。また、報酬についても、平均報酬月額が平成18年財政見通しにおいては68万5,000円でしたが、共済会調査では62万円と見込んでいるということでございます。

それから、市町村のほうは参考資料で6ページ、7ページにつけてございますが、会員数では「平成18年財政見通し」では、平成23年度に3万7,959人と見込んでおりましたが、直近の共済会調査では3万2,267人であり、12%の乖離がございます。報酬についても、39万3,293円が、実際の調査では35万5,351円ということで、10%の乖離がございます。このような乖離が生じた原因は、平成18年地方議会議員年金制度検討会が想定した以上に市町村合併が予想を上回って進展したこと、合併していない市町村を含め、行政改革に伴う議員の定数削減や報酬削減が予想を上回るペースで行われたことによるものと考えられるとしてございます。

(2)の財政見通し(基準試算)でございますが、2段落飛ばしまして、本検討会においては、今後約20年間の財政見通しについて(1)の検証の結果を踏まえまして、次のとおり、厳しい前提条件を置いて試算をしたということでございます。

都道府県の会員数は、統一地方選挙ごとに33人減少、市町村の会員数は、平成23年度までは共済会独自の調査に基づく会員数で、それ以降の会員数は市が毎年マイナス0.85%、町村が毎年マイナス1.17%ということでございます。

9ページに参りまして、都道府県の報酬は62万円で一定。市町村の報酬についても、市のほうは毎年マイナス0.12%、町村のほうは毎年マイナス0.26%ということでございます。そして、上記前提のもとに試算した結果は、順番が逆でございますが、参考資料でいうと9ページでございますが、市町村議会は平成23年度に積立金が枯渇し、平成23年度から平成43年度までの約20年間における財源不足額が約2,998億円になることが明らかになっております。都道府県議会のほうは、参考資料の8ページですが、

平成33年度に積立金が枯渇し、20年間の財源不足額は約49億円になることが明らかになったということでございます。

項番(3)の合併がなかったと仮定した場合の財政見通しということで、前提条件についてはここに記載のとおりでございますので省略いたしますが、10ページに参りまして、この試算をした結果でございます。参考資料では10ページでございます。合併がなかったと仮定した場合の試算においても、平成11年度から平成43年度までの累積で収支は約3,030億円の赤字となり、同期間における激変緩和負担金を除く基準試算の赤字が約5,664億円であることから、その差額の約2,634億円が市町村合併の影響であると考えられるとしております。

そして、平成18年改正による激変緩和負担金により、当該期間においては、約751億円を措置していることから、未措置の合併影響分は、合併影響分の2,634億円から既に措置をした約751億円を差し引いた、約1,883億円と考えることができるというふうにまとめております。

そして、項番4から給付と負担の見直し案ということでございます。(1)で給付と負担の見直しに当たっての考え方ということで、おおむね20年後においても安定した給付が可能となるように、次の3点の考え方を踏まえて検討を行いましたとしております。

第1点は、市・町村議会議員年金財政の悪化は市町村合併による議員数の急減が主な原因であり、合併特例法においては必要な措置を講ずるものとされている点。第2点は、地方議会議員年金は、地方議会議員の職務の重要性等を勘案して設けられた公的な互助年金であり、現実には、議員さんやその遺族の老後の生活を保障する機能も有している点。それから、第3に、平成18年に廃止された国会議員互助年金、国費が7割でございますけれども、それと異なって、地方議会議員年金は、これまで逆に議員本人が6割を負担する互助的な年金として運営されてきたことということでございます。

(2)でA案について紹介をしております。参考資料でいきますと11ページから17ページということでございます。A案の考え方につきましては、先ほどの議論の中でもう十分皆さんご理解をされていると思いますので、簡単に説明させていただきます。激変緩和負担金を含めた公費負担率が当分の間、毎年5割程度となるようにするというところでございます。

そして、収入面の見直しということで、まず(ア)の市・町村のほうでございますが、下のほうに激変緩和負担金について触れております。財源不足に対する市町村合併の影響分

のうち未措置の部分が残っており、加えて市町村合併による議員定数の減少により市町村が議員報酬等の支出を大幅に経費節減できたことにかんがみ、強化をいたしますということでございます。

ただ、一方で、負担金の水準については住民の理解を得られるものとなるよう、激変緩和負担金も含めた公費負担率を5割以下にとどめることとし、それ以外については6:4ルールでやりますよということで、その結果どういう掛金率、特別掛金率、負担金率になるかというのを下にずっと書いてございます。

12ページに参りまして、3段落目ですが、この場合、平成23年度から約20年間で未措置の合併影響分に対して激変緩和負担金により約7割が対応されることになるということでございます。

都道府県につきましては、済みませんが、省略させていただきます。

③の給付面の見直しということで、3段落目でございますが、さらに10%引き下げるということでございます。

次のページに参りまして、13ページの上のほうに、この10%というのは既裁定者の給付についても引き下げますし、2段落目にありますように、平成18年改正においては引き下げを行わなかった、既に受給をしている遺族年金受給者についても給付を10%引き下げるとのことでございます。ただ、低所得者に対する配慮措置は充実するということを記載しております。

④でA案に対する意見ということで列挙いたしております。1つは、財源不足のうち、未措置の合併影響分が激変緩和負担金により7割しか措置されていないのは問題であり、合併特例法で必要な措置を講じるとしたからには全額公費で対応するべきであるとする意見があった一方、合併影響分の7割を激変緩和負担金により対応すれば合併特例法の趣旨からも十分であると考えたべきではないかとの意見があった。

それから、掛金率・特別掛金率が高過ぎる中でさらに引き上げるのは、現役議員にとってはこれ以上の負担に耐えられないとの意見があった。

現役議員の給付率については、平成14年改正、18年改正で既に3割引き下げられており、さらに1割引き下げるのは問題であるとの意見があった。

激変緩和負担金を除く公費負担率については、地方議会議員年金の生活保障的な機能を踏まえ、他の公的年金と同様に、5割にするべきとの意見があったということに記載しております。

次に(3)でB案ということでございます。これは参考資料でいきますと18ページから24ページに資料をつけております。これはもうご承知のように、市・町村議会議員年金の市町村合併の影響による財源不足に対しては、14ページでございますが、激変緩和負担金を3倍以上に強化して対応するという考え方でございます。

②の収入面の見直しのところに書いてございますように、市・町村につきましては、18年改正により導入された市町村合併の影響に対する措置として設けられた激変緩和負担金については、市町村合併による議員定数の減少により市町村が議員報酬等の支出を大幅に経費節減できたことにかんがみ、財源不足に対する市町村合併の影響分のうち未措置の部分について、全額激変緩和負担金として公費で対応するというところでございます。それを踏まえて6:4ルール、激変緩和負担金を除く公費負担率がおおむね40%となるような形で調整をしたら、こういう率になりますよということを記載しております。

③の給付面のところ、こちらは5%引き下げということを書いてございます。15ページでございますように、こちらの案でも現役会員だけではなくて、既裁定者や遺族年金受給者についても5%引き下げということを書いております。

そこで、④でB案に対する意見でございますが、激変緩和負担金を含めた公費負担率が10年以上にわたり6割近くになるのは国民の理解が得られないのではないかとする意見や、合併の影響をすべて公費で対応するのは理解が得られないのではないかとする意見があったということが書いてございます。

次の3点の意見については、先ほどのA案とほぼ同じでございますので、省略をいたします。

16ページから、その他見直し事項ということでございます。①で、高額所得者に対する退職年金の一部支給停止の強化について触れております。2段落目の真ん中辺でございますが、地方議会議員年金が互助年金であるという基本的性格や議員退職後の老後の生活を保障する機能も有していることを踏まえると、生活に余裕のある高額所得者に対してさらなる協力を求めることが必要である。また、廃止された国会議員互助年金についても強化されているということでございます。

そこで、4段落目でございますが、このため、国会議員互助年金と同様に、退職年金の多寡によらず、所得額に応じて支給停止を行うこととし、議員年金の額と前年の議員年金等を除く所得(総所得金額ベース)との合計額が600万円を超えるときは、当該超える額の2分の1に相当する額の年金の支給を停止することとするということでございます。



ただし、前回の検討会でも意見をいただきましたが、給付と負担の見直しをして制度を存続する場合、国会議員互助年金の廃止に伴い設けられた退職年金の一部支給停止の強化策を導入することは適当ではないことから、一定の配慮が必要ではないかとする意見もあったということでございます。

また、受給者が市町村から課税証明書を取得して共济会に提出する方法も考えられるが、高齢の受給者に対し面倒な手間をかけさせる上、受給者にとっては不利益処分にあたる場合もあることから、共济会職員の守秘義務を強化した上で、各共济会が市町村に対して受給者の所得情報を請求できることとする方向で検討を行うべきであるということに記載しております。

②で給付引き下げの際の低所得者への配慮措置の充実ということで、年金額の多寡ではなくて、受給者の所得を基準として給付の引き下げの有無を決定すべきであるというふうに書いてございまして、個人住民税の非課税措置は、担税力のない、または著しく薄弱の者に対する措置であり、そのような者に対しては、実質的に給付の引き下げ前の水準を維持することとするということでございます。

③で転給制度の廃止でございます。これは、実は前回の検討会で資料を出しておくべきだったのですが、失念をしておりますして申しわけございませんでした。補足資料の3にもつけておりますけれども、読ませていただきますと、遺族年金受給者が失権し、さらに定款に規定する後順位の遺族がいるときは、その者に遺族年金が支給される転給制度については、厚生年金では存在しない制度であり、国民の理解が得られないことから、既に受給されている遺族からの転給も含め、廃止することとし、転給を行わないこととするということも入れさせていただいております。

④で、市と町村の共济会の組織を統合すべきであるということでございますが、2段落目で、統合に当たっては、平成23年度の統一地方選挙時における給付事務の対応、新たな管理・庶務事務のための体制構築等があることから、統合のために必要な準備期間を確保するとともに、年金給付システムの統合については安全で確実な方法で段階的に進めることも検討するべきであるということでございます。

⑤で積立金の運用ということですが、これはあくまで例外的な措置ということでございますが、各共济会の積立金の運用として共济会間で一時的な資金の貸し借りができるようにすべきであるというのを記載いたしております。

⑥で、その他見直しをする事項の影響額ということで、これも補足資料の1に若干いろ

いろ書いているので、後ほど説明させていただきたいと思いますが、読みますと、今回の見直しにおいて、高額所得者に対する支給停止の強化、それから低所得者への配慮措置の充実を行う場合、これらが年金財政に与える影響は比較的大きいことが予想されるが、現在では全受給者の所得を把握していないことから、正確な見直しを立てるのは困難であります。

その前提のもとで、実態調査等を踏まえまして、粗い試算をしたところ、給付のカット率が10%であるA案においては、平成43年度の積立金を一定量確保するためには、掛金等の「臨時のかさ上げ期間」を当初8年ということでご説明させていただいていたのですが、場合によっては一、二年程度延長する必要があるということでございます。これは前回ご報告すべきだったんですが、申しわけございませんでした。

補足資料1を見ていただきますと、今の粗々の試算で高額所得者に対する一部支給の強化をいたしますと、都道府県で毎年2億5,760万円の財政のプラス効果が出ますし、市町村では17億5,000万円近い効果が出るわけですが、一方で、給付カットする際に低所得者に対する配慮措置を充実いたしますと、A案でいきますと、都道府県では1億8,696万1,000円と書いておりますが、この分だけ財政にマイナスの影響が出ることになります。市町村では23億6,000万円ぐらいのマイナスの影響が出るということで、都道府県は問題ないんですが、市町村の場合は毎年6億円以上の収支悪化要因になるということでございます。

ですので、A案の場合、2ページにあります、当初この臨時的に掛金、特別掛金等をかさ上げる期間を平成23年から平成30年までの8年間と見ていたのですが、これを場合によっては一、二年延長しなければならないということでございます。B案の場合は、5%しか給付カットしませんので、低所得者に対する配慮措置を充実させても財政に与える影響は小さくなりまして、むしろ市町村でいきますと5億6,000万円ぐらいのプラス効果が出るというような試算をいたしているところでございます。

済みません、また骨子のほうに戻っていただきたいと存じますが、18ページ、(5)の見直しをしない事項、これは項目だけのご紹介にさせていただきます。年金受給資格の見直し。12年要件は見直さないということでございます。それから、遺族年金の支給率の2分の1の見直しも行わない。それから退職年金の支給開始年齢の見直しも行いません。

19ページ、④で被用者年金との重複期間を有する場合の退職年金の控除割合の見直しも行わないということでございます。⑤のその他の論点のところ、検討会においては、

特別掛金についても相当する公費負担を導入すべきという指摘や、総報酬制の導入の指摘もあったところであるが、今後の地方議会議員の報酬のあり方とあわせて検討していくべきであるとしております。また、公的年金との通算について指摘があったが、地方議会議員年金の基本的な性格を踏まえ、慎重に検討すべきであるということを書かせていただいております。

(6)で既裁定者の取り扱いに係る憲法上の論点ということで、これだけ独立項目ということで整理をしております。

20ページに参りまして、②のところでございますが、給付の引き下げと財産権の保障との関係についてということで、判例で示された基準、1つは財産権の性質、もう一つは、財産権の内容を変更する程度、それから、財産権の内容を変更することによって保護される公益ということで、それぞれまとめております。

まず、財産権の性質のところは、従来からの整理でございますが、生活の安定という目的ばかりでなく、政策的な性格を有する年金であるという点。それから、この財産権の内容を変更する程度のところが、平成18年改正と比べて新しくしている部分でございますが、今回実態調査をやりましたのでこういう記述になっているんですけども、仮に給付をさらに1割程度引き下げたとしても、引き下げ幅は退職年金については平成18年改正による10%引き下げ後の退職年金受給者世帯の平均収入の約2.5%に、遺族年金については遺族年金受給者世帯の平均収入の約2.7%にとどまることから、一般的には既裁定者の生活に与える影響は限定的なものであるということです。これは、先ほども見ていただきましたが、参考資料の2ページの実態調査に基づいて影響の度合いというのを記述しているということでございます。

iii)の保護される公益については、これも前回と同じでございますが、既裁定者に応分の負担を求めることで現役会員の負担能力の限界を超える掛金の引き上げですとか、著しい不公平の発生を防止する。結局は、制度の破綻により受給権が意味を失うことを回避することができるということで、結果として既裁定者の権利保護につながるということでございます。

そして、以上の検討を踏まえると、極めて厳しい地方議会議員年金の年金財政の状況のもとで、とり得る対応策を十分にとった上で、給付の引き下げをする際の低所得者に対する配慮措置を充実することによって、遺族年金も含めた既裁定者に対する給付を1割程度まで引き下げることが、憲法上も許容されるものと考えられるというまとめにしております。

す。

項番5が廃止をする場合の考え方でございまして、(1)は廃止をする場合の考え方でございますが、参考資料でいきますと25ページから27ページに資料をつけております。考え方でございますが、2段落目、地方議会議員年金は、既に平成14年・18年改正により、現会員の給付の約3割引き下げ、既裁定者の給付の10%引き下げが行われているところであり、国会議員互助年金以上の給付の引き下げが既に実施されていることから、現状の状態での廃止することになるであろうということでございます。

22ページに参りまして、やはり高額所得者に対する支給停止措置は強化しなければならないということでございます。廃止をした場合の費用負担は、例えば会員の報酬総額に応じて各地方団体が公費で負担することとなるのではなかろうかということを書いてございます。それから、廃止の時期についても記載をいたしております。

②で、現職議員の給付の取り扱いでございますが、1段落飛ばしまして、地方議会議員年金を廃止する場合には、受給資格を満たしている者については、掛金総額の63%という数字がずっと出ていたのですが、平成19年3月以前の議員期間を有されている方は64%というのが正確な数字でございます。済みませんが、ここは64%ということで直しております。掛金総額の64%を退職時に受給するか、退職後、廃止前の法律による年金を受給するか、選択できる制度とすると書かせていただいております。

高額所得者に対する支給停止措置を強化するというところで、「具体的には」のところでございますが、議員年金の額と前年の議員年金等を除く所得との合計額が600万円を超えるときは、当該超える額の2分の1に相当する額の年金の支給を停止し、最低保障額は廃止するというように記載をいたしております。

一番下のほうですが、地方議会議員年金を廃止する場合も、受給資格を満たしていない者について、廃止前の法律で設定されている在職年数に応じた一時金率で支給することになるわけですが、23ページに参りまして、ここは国会議員も在職3年未満の者に対して一時金を支給することとしておりますので、地方議会議員年金を廃止する場合についても、同様に、在職3年未満の者に対して一時金を支給することとするということでございます。

③で退職した議員で既に退職年金を受給している方については、引き続き給付をするということでございます。④について、遺族年金についても同様でございます。

そして、それを前提に、(2)の廃止する場合に必要な費用でございますが、59年間の累計で1兆3,377億円必要ということで、数字を記載をいたしております。

(3)の廃止をする場合の考え方に対する意見ということで、受給資格を有する現職議員に対する一時金の支給率については64%ではなくて、国会議員互助年金並みに80%とするべきであるとする意見があった。廃止の場合の公費負担額が当面多額となることから国民の理解を得る必要があり、場合によっては一定の給付引き下げが必要となる可能性もあるのではないかとする意見があった。度重なる給付と負担の見直しにより、現職議員は負担に耐えられず、廃止をしたほうがよいと考える者もいるのではないかとする意見があった。地方分権の進展等、社会情勢の変化により、今後の地方議会議員年金財政の動向は不透明であり、その際には何らかの見直しを再度行う必要があることを考えれば、廃止も1つの選択肢ではないかとする意見があった一方で、廃止により地方議会議員の担い手が確保できなくなることを懸念する意見があったということで、まとめております。

最後、25ページに「終わりに」のところをペンディングといたしておりますが、最終の報告書には、この「終わりに」のところも含めて記載をさせていただいた上で、総務大臣に報告する必要があるのかなと認識しております。以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。ただいま紹介いただきましたこの報告書の骨子案は、今まで議論してきたものを活字にさせていただいたということでもあります。今までなかったのは2の(4)のところの特権だと言われているところについて、マスコミでいろいろ言われているんですけれども、今までの報告書でそのところについて、意見等は出しておりません。ただ、今回いろいろ細かい調査をやりますと、実態はそうっていないという部分もはっきりしてきたものですから、そこはまとめて説明したらどうかということで、事務局にまとめてもらったわけでありまして。

あとはA案、B案、廃止案について、それについての考え方という形でまとめてありますところが、前回ご議論いただいたことを要約した内容です。先ほど議論したこともかなりここでは重なって書かれているというように考えております。

この報告書の骨子案につきまして、どこからでも結構ですので、ご自由にご質問なり、ご意見なりをいただければと思います。

【藤田委員】 いいですか。今の全国市議会議長会の提案はどうなるんですか。このまとめの中で出てこないのですか。

【大橋座長】 きょうのペーパーは市議会議長会のご意見を何う前につくったペーパーですので、当然ですけれども、この中には入っておりません。入っておりませんので、この中に市議会議長会の案をもう一つの案として入れるかどうかというところは、きょうご

判断いただきたいところだと思います。

ただ、先ほど、きょうの前半の部分でやったところのご意見を伺いますと、かなりの先生方から、この案について、特に公費負担率が6割以上になる点について危惧という問題が出まして、そのところを考えますと、ほかの案と同じような形で、第4案という形で載せるというのは今どうかというところなんです。1つの考え方としてはB案に出ている考え方に対して、先ほどご紹介いただいた5割負担にすべきだとか、負担が重過ぎるとかいう、その実質的な提案として、そこを手厚く書く形で書いて、あとは参考資料等でこういう形の意見も出ておりますということを添付でつける形にさせていただこうかなと思っておりますけれども。

【藤田委員】 どこかに全国市議会議長会からこういう案が出たということは載せてもらいたいです。それを議論したということ。

【大橋座長】 もちろん、そういう議論をしたということは議事録にも掲載します。

【藤田委員】 国民の理解が得られないというのはよく出てくるんですが、私もこの間あるテレビ番組にこの3月にも出たんですよ。そうしたら、私が言いたかったことを全然放送せず、自分たちのストーリーの都合がいいところだけを放送するんですね。それで、生出演なら出ますよと。あなた方は誤解していると言ったんです。我々は16%も払っているというのを一生懸命議論したんです。

そして、国民の理解が得られないと言うから、得られるか、得られないか、あなた方が先に決めることはないではないかと。同じように議論しましょうという話をしたんですが、生出演なら出て申し上げようと思うんですよ。何も、我々が悪いことをして税金を使うとか、そういう考えは全く持っておりませんから。我々も世界一高い年金の掛金を払って、どうしてこのようにショートするのかというのを、みんなにわかってもらいたいです。

今まで私が昭和41年に議員になってから9回改正しております。9回、改正と称して掛金等を上げてきたんですね。いかに見通しが悪いかということなんです。最初から見通しが悪い。私が議員をしている間だけでも9回も改正してきて、改正ではなく、改悪なんです、掛金を上げるんですから。改悪を重ねてきたんですよ。またこのたび、将来にわたってどういう見通しになるかわからないですね。

大きな原因が平成14年の改正のとき、あのときは人事院が初めて国家公務員に対して給与のマイナスの勧告をしたんです。それはマイナス2.03%なんです。それも私、初めてだからよく覚えているんです。そういうときに議員報酬が1.5%上がっていくというこ

とを計算しているんです。これは全くの間違いですよ。引き続いて、平成18年の改正のときもまだそのことをやっているんです、1.5%上がるとなっている。

同じ国の組織で人事院は公務員はマイナスと掲げながら、我々の報酬は1.5%上がる。ですから、自然に上がるようになっていたんです。それが逆に下がっていると思うんです。ですから、それだけをとっても破綻するようなものですよ。ですから、国が見通しが甘かったということは間違いなく甘かったと思うんです。これは間違いなく甘かったと思うんです。私が議員をやる間に9回も改正して、とんとん拍子で上げて、私が議員をやってから9%上がった、議員になった当初は7%だったと思います。100分の7だったと思いますから。

それが9になり、10になり、10.5になり、11になり、ずっと上がってきたんです。この審議会といいましょうか、今までもおそらくおやりになったんだと思いますが、おそらく、それもたたき台というのは、今日のようにA案、B案というようなものを国が出してくるんですね。総務省、昔は自治省でしょうが、出してくる。その案を中心に審議をする。それは何が原因かという、やっぱり国というものを信頼しているから、そのデータは間違いなだらうという、その信頼の上に立っている審議なんですよ。

その信頼の上に立っている審議が、信頼の基礎が壊れたんだから、成り立つわけがないではないですか。それをみんな、税金から出したら、それは国民の理解が得られないだろうと。得られるか、得られないか、出してみなければわからないではないですか。それで、我々も説明しなければならない。全国の市議会議員、2万2,000人が一生懸命それを説明しなければならないと思いますよ。

それを民主主義のルールにのっとってやらなければいけないと思いますよ。初めから、そんなことは理解が得られないだろうと行ってつぶしにかかってもらったのでは、かなわないと思うんです。繰り返しますが、我々現職の議員が何も悪いことをしたわけではないんですから。今給付を受けているOBの方も何も悪いことをしたわけではないんですから、何の落ち度もあるわけではないんですから。それを給付を減らし、掛金を上げて帳じりを合わせようとする、そこに私は問題があると思うんですよ。

それは素直な気持ちでひとつ、全国の市議会議員が集まって喧々囂々たるものですよ。政府は信頼できないと。だから、やめてくれという議員もいるんです。やめてくれというのは、全額を戻してくれという前提です。そういう意見があるんです。ですが、みんなでひとつ団結して、我慢して、これを乗り越えようではないかと言って案をつくったんです。

この案だって何時間もかかったんですよ、議論百出で。一生懸命やって、戦って、みんな本気で戦って出してきたんです。ぜひそういう意味でご検討いただきたいと思うのです。

【大橋座長】       どうぞ。

【渡辺委員】       だから、藤田委員のおっしゃることはわかるんですが、確かに議員側のほうに責任はない。それは先ほど言いましたので、ごちゃごちゃ言いませんが。そこで、国民の理解が得られないかどうか、やってみなければわからないとおっしゃるが、多分得られないですよ、これ。想像でものを言うなど言われれば、そうだけれども。

じゃ、逆に言いますと、議員年金にこれだけの公費負担をやって、財政が苦しいのに給付は下げない、現会員の掛金は上げないとなったら、むしろ逆にこれは特権的と言われるですよ。例えば、市議会議員だって、町村だって、失礼ながら……。県議会議員はちょっと給料は高いかもしれないけれども、市議会議員、町村議員はどんな生活をしているか、少しは知っています、私も。そんなに裕福ではない。けれども、もっと一般には、話を広げるわけではありませんが、もっと困っている人は、まして今の時代いるわけです。生活保護ぎりぎりの人とか。

そういう議論まで入り込んでしまう危険性があるんです。何で議員だけにこれだけの税金をつぎ込まなければいけないのかという議論に、当然結びついていってしまうと。そういう意味で理解が得られないと言っているわけでありまして。それでは、果たして地方議会議員の老後の保障にそんなに必要なのかと。確かに冷静に見れば、そんなに大した金額ではないんだけど、しかし、この金額を見れば、一般の人に比べればまだ恵まれていますよ。そっちのほうに議論が行ってしまうという意味において、理解が得られないと私は考えるわけなのです。

やっぱり、せつかくですが、藤田委員のお気持ちはよくわかりますけれども、市議会議長会の案は案として出すには理解が得られないと私は考えざるを得ない。市議会議員だけがこの案を主張したということが入ったら、またそれもむしろ市議会議員だけが極めて、今はっきり言いますが、わがままな意見を出したと。マスコミが正しいかどうかは別として、そういうことになりかねないし。妥協しろとか、そういった意味ではなくて、いわゆる、それこそ世間の常識から見て、この辺が一生懸命我慢しているし、その分だけこっちも公費負担しようという案でなければ、案として成熟したものではないと、私は思います。

【大橋座長】       先ほどのご質問にお答えしますと、本日の会議で市議会議長会の案を受



けて真摯に議論したということは議事録にきちっと残していただきまして、資料も併せて公表するということはお約束してはどうか。藤田委員が言われた内容につきましては、おそらくB案のここが足りないという意見のところの補足的な説明の部分も入っていると思いますので、そこを手厚くする提案としてうかがいました。

ただ、本日聞いておりますと、A案、B案と並べて、市議会議長会案をC案という形で並べて、これを最終的な報告書にするという点については、本日賛成の意見もございませんようですので、そこは見送らせていただく取り扱いで進めさせていただければと思います。

【野村委員】 健全な運営を図るための必要な措置を講ずるものとするということに対して、国民の理解が得られないということが、私どもも一番心配しているところでございます。ここは国民に対し、これまでの未措置の部分も含めて財政措置が明確に規定されていること、また合併が、さらに我々が努力してきた議員の定数の削減、それから経費の節減等がどのぐらい効果があったのかということを、十分説明をしていただく必要があると思います。

私のところにも幾多の手紙等が来ておりますけれども、特に町村議会議員は非常に報酬も低いという中で、1回選挙に出るたびに田畑を処分してまでも地方自治のために頑張ってきた、という意見もございませぬ。また、選挙に関する費用の問題、これは個人の立候補に対する費用だからと言えばそうですが、ポスターも全部私費で行っています。そういう方々も老後の保障につながる議員年金があって、今細々と救われている部分もありますので、是非そういうことも配慮して、国民にしっかり説明する責任があるのではないかと思います。

我々のところにも、廃止という意見も聞こえてきます。これは、先ほどから出ております国を信頼しないために、これ以上の負担はという思いのために廃止もやむを得ないのではないかという意見でございます。廃止の場合、先ほど退職時の一時金について64%とか80%とかの意見がありましたが、我々はもっと厳しい。掛金全額に利息をプラスして返済しろという意見もございませぬ。

我々も今度はこれを持ち帰って、もし廃止となれば、すごい騒動になろうかと思います。そんなことも申し添えておきたいと思ひます。

もう一点、最後に、B案の中で高額所得者に対する退職年金の一部支給停止の強化ということで、先ほどの報告書の16ページの5段落のところの一番最終でございませぬが、「一

定の配慮が必要ではないかとする意見もあった」という書き方でございますが、「一定の配慮が必要である」という、ここはしっかりとした表現が適当ではないかと思っておりますので、お願いしたいと思います。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。この報告書の中には、合併の成果について具体的な数字が入っていますね。

【高原幹事】 今入っていませんので、具体的な数字も入れます。

【大橋座長】 そうですか。今回、激変緩和措置が入れられるべきだということで、A案もB案もでてきていますので、具体的な数字を入れて下さい。つまり、今回合併をしたことによってこれだけの費用が捻出できたということも、数字を入れていただいて、そして野村委員のご意見は、もう少し強い形の意見があったという形で、追加いただければと思います。

あとほかに、本日のこの報告書についていかがでしょうか。

それでは、私から1点お願いしたいのが、憲法の問題のところについて、です。(6)ということで既裁定者の取り扱いの話が出たんですけれども、これがほんとうにここで位置がいいのかなというのは気になりました。その他、変更がない事項というのがあって、その後ろのところという位置づけでして非常に軽い扱いです。憲法問題をこの委員会が考えた趣旨が出ていません。

実はこれはすごく大きな問題で、しかも、前回1回、10%切った後の2度目ですから、これは相当深刻な問題です。したがって、真摯にとらえたということであると、もう少し前のほうに持って行ってほしい。それで、この理由が前回と全く同じというのも少し不足ですので、今回2度目ですので、少し手厚く書く必要は、私はあるように思います。

ですから、例えば2の内容を変更する程度というところは、影響について詳細な実態調査をやって、大丈夫だという確信を得たということをきちっと書くのと、低所得の方についてのことも綿密に調査して、配慮の規定を入れた上での提案ですということをきちっと書いてほしい。

あと、3番目の公益ということの内容なんですけれども、前回の報告書から、どうも議員さんの世界の中だけでの公益の説明なんですけれども、それだと国民の方に訴えかけが弱いので、やはり地方議会制度という統治システムの基幹制度があって、それを今担っている方を支えるということと、将来的に支えるということが公益なんだということを書かないと足りないかなという気がいたしました。それを書いた上で、最後に、今回2度目に

なるけれども、ここまで周到にちゃんと調査した上で今回の提案をいたしますということ  
を、もう少し丁寧に書いたほうがいいかなという気になりましたので、次回までに加筆を  
お願いします。

ほかに何かございますか。あと、本日、議論が出ていましたけれども、64%の根拠と  
いうところは、もう少し書かなくてよろしいんですか。数字がぱっと出ているだけで、退  
職、廃止の場合の数字ですけれども。国は8割というのが数字であって、64%というこ  
との説明をもう少し書く必要があるのではないのでしょうか。

【高原幹事】 了解しました。

【藤田委員】 あれは市議会の共済会のをそのまま引用しているんですよ。市議会は1  
2年未満が64ですから、そのまま引用。ですから、何の根拠もないんです。

【大橋座長】 そう言われないように、大事な数字だと思いますので、やはり説明が必  
要です。この報告書を見ただけの方はちょっと唐突な感じがすると思うんです。

【高原幹事】 はい、わかりました。

【大橋座長】 あと、ほかによろしいでしょうか。

それでは、本日も、かなり前半のところで実質的な議論が出ましたので、それを踏まえ  
てこの骨子案をもう一度充実させて、次回のご議論をお願いしたいと思います。

それでは、事務局のほうから。

【大平幹事】 熱心なご議論、ありがとうございました。次回第6回、最後の検討会に  
なりますが、既にもうご連絡申し上げているとおり、12月21日、月曜日でございます  
が、10時より開催することにしておりますので、よろしく申し上げます。

【大橋座長】 それでは、次回、最後の会になりますので、ぜひよろしくお願いたし  
ます。本日はこれで閉会といたします。お疲れさまでした。